

○熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館運営要項

平成 12 年 3 月 10 日告示第 165 号 平成 12 年 5 月 10 日告示第 436 号

改正 平成 14 年 1 月 23 日告示第 53 号 平成 20 年 4 月 7 日告示第 336 号

平成 21 年 4 月 28 日告示第 420 号 平成 31 年 3 月 29 日告示第 345 号

熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館運営要項

(目的)

第 1 条 この要項は、熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館(以下「研修館」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(講習及び研修)

第 2 条 研修館において行う研修及び講習は、次のとおりとする。

(1) 熊本県林業研究・研修センター所長(以下「所長」という。)が実施する次に掲げる研修及び講習

ア 林業架線作業主任者免許規程(昭和 47 年労働省告示第 96 号)第 1 条第 4 号に規定する研修

イ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 76 条第 1 項に規定する技能講習のうち次に掲げるもの

(ア) はい作業主任者技能講習

(イ) 小型移動式クレーン運転技能講習

(ウ) フォークリフト運転技能講習

(エ) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

(オ) 玉掛け技能講習

ウ その他所長が必要と認める研修及び講習

(2) その他団体等が所長の許可を得て実施する森林・林業・木材産業関係の研修及び講習

(受講資格)

第 3 条 前条第 1 号ア及びウに規定する研修及び講習(以下「林業架線作業主任者研修等」という。)の受講資格は、次のとおりとする。

(1) 原則として林業に従事している者

(2) 満 18 歳以上の者で、原則として県内に居住している者

(受講手続)

第 4 条 林業架線作業主任者研修等を受けようとする者は、別記第 1 号様式による受講願を所長に提出しなければならない。

2 前項の受講願は、研修開始の 15 日前までに所管地域振興局長を経由して提出するものとする。ただし、所管地域振興局が無い場合は直接提出するものとする。

(研修生の決定及び通知)

第 5 条 所長は、受講願を提出した者のうちから、研修生を選考して決定するものとする。

2 所長は、研修生を決定した場合は、所管地域振興局長を経由して別記第 2 号様式により受講許可書を本人に交付するものとする。ただし、所管地域振興局が無い場合は直接提出するものとする。

(研修生の入寮)

第6条 研修生で研修館を宿泊利用しようとするものは、別記第3号様式により宿泊施設利用申請書を所長に提出し、所長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 研修生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく施設及び器具等を使用しないこと。
- (2) 火災盗難の予防に留意すること。
- (3) 所長が指名した者の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する研修生に対し受講の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号の規定に違反したとき。
- (2) 研修意欲にかけ、正当な理由がなく、引き続き受講しないとき。

(損害賠償)

第9条 知事は、研修生が施設又は器具等を毀損若しくは亡失したときは、その損害を賠償させることができる。

(修了証書)

第10条 知事は、林業架線作業主任者研修等の課程を終了した者に対し別記第4号様式の修了証を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和61年6月3日から施行する。

附 則(平成12年3月10日告示第165号)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月10日告示第436号)

この要項は、告示の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年1月23日告示第53号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年4月7日告示第336号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年4月28日告示第420号)

この要項は、平成21年4月28日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第345号)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式

受講願

年 月 日

熊本県林業研究・研修センター所長 様

氏名

熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館における講習(研修)を下記のとおり受講したいので、許可してくださるようお願いします。

記

研修講習名	
現住所	
生年月日	年 月 日
資格取得のための 免除課目	※注1
林業従事年数	年 月
※注2 従事経験年数	年 月
連絡先	

※

注1 フォークリフト運転技能講習については、必ず普通自動車運転免許を取得していること、また、それを証明する免許証の写しを添付すること。

注2 林業架線作業主任者講習及びはい作業主任者技能講習受講の場合は、その補助作業に従事した年月を記入すること。

添付書類

- 1 自動車運転免許証、住民票、健康保険証等公的機関の発行する本人を確認できる書面の写し
- 2 事業主等の発行する従事した経験年数の証明書

別記第 2 号様式

受 講 許 可 書

第 号
年 月 日

様

熊本県林業研修・研修センター所長

下記のとおり受講することを許可します。

記

受 講 課 程	
研 修 期 講 習 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	1 受付時間 2 服 装 3 持 参 品 4 そ の 他
そ の 他	

別記第 3 号様式

宿泊施設利用申請書

林業研究・研修センター所長 様

住所
氏名

下記のとおり、熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館に宿泊したいので、熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館運営要項第 6 条の規定により申請します。

記

宿泊期間	年 月 日～ 年 月 日
受講する研修・講習名	
本人連絡先	
保証人連絡先	

【添付書類 誓約書】

誓 約 書

熊本県林業研究・研修センター所長 様

申請する熊本県林業研究・研修センター林業技術研修館の宿泊に際しては、次の事項に従うことを誓約します。

1 林業研究・研修センター担当者の指示に従い、定められた諸規則を守り、節度ある団体生活を送ります。

2 建物、付属施設及び物品類は大切に取り扱い、私の責任により損傷又は亡失したときは、その責に応じます。

3 研修館の規律を乱したり、講習生としてふさわしくない行為をした場合は、退所命令に従います。

4 火気に十分注意します。特に、喫煙は必ず所定の場所で行い、寝たばこは絶対にしません。

5 宿舎内での飲酒は、行いません。

6 室内は、常に整理整頓に努めます。

年 月 日

本人氏名

保証人氏名

※保証人は、事業体従事者においてはその事業主、その他の者については、誓約書における事項を遵守することを保証する者としてします。

別記第 4 号様式

修了証	
第 号	
氏 名	
年 月 日生	
現住所	
上記の者は 年 月 日から 年 月 日までの間に行った所定の	を修了したことを証します。
熊本県知事	年 月 日 印